

平成 21 年度

第1回 大垣市景観遺産審議会議事録

(平成 21 年 6 月 17 日)

## 平成21年度 第1回大垣市景観遺産審議会 会議録

日 時：平成21年6月17日（水）午後3時30分から午後5時

場 所：大垣市役所 本庁3階 第2委員会室

議 題：大垣市景観遺産について

出席者（敬称略）

（委員） 溝口 正人（会長）、高木 朗義（会長代理）

坂東 肇、森川 賢治、杉原 重明

【計5名】

（市及び事務局）

小川 敏（市長）

近藤 茂（都市計画部長）、安田 浩二（都市計画課長）

真鍋 和生（都市計画課景観整備係長）

三宅 忠・山田 嘉隆（都市計画課景観整備係） 【計6名】

傍聴者：1名

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | ※開会（会長へ議事進行をお願いするまでの間、議事を進行）  |
| 市 長 | ※市長から景観遺産の趣旨等を含めあいさつ（略）   |
| 事務局 | ※大垣市景観遺産審議会について、大垣市景観条例及び大垣市景観条例施行規則に規定する内容を説明  |
| 事務局 | ※市長から各委員へ委嘱状を交付   |
| 事務局 | ※委員の互選の結果、溝口委員が会長に選任される。<br>(溝口会長あいさつ（略）)   |
| 会 長 | ※会長代理に高木委員を指名<br>(高木委員あいさつ（略）)<br>※市長退席<br><br>※傍聴者の報告（1名）<br>※議事録署名者として、高木委員を指名。<br><br>※事務局に対し議案①「大垣市景観遺産について」の説明を要請。 |
| 事務局 | ※議案①「大垣市景観遺産について」を説明（略）   |

|     |   |
|-----|---|
| 会長  | <p>○ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見・ご質問等ありましたら、ご発言願います。</p> <p>○この取組みは極めて独自といいますか、わたしの知っている限り、こういった取組みをしている自治体はありません。そのあたりの景観遺産の構えといいますか、できましたら補足でお話しいただけますか。</p>   |
| 事務局 | <p>○従来、文化財というと文化庁の規定や歴史的な遺産と言われるものを中心にご審議を賜ってきた経緯があろうかと存じます。</p> <p>○市では、本年5月より大垣市景観計画と景観条例を施行しておりますが、すでに10年前から独自の景観計画と景観条例を施行しており、その中で2回ほど都市景観賞を実施し、いろいろなものを表彰してきた経緯がございます。</p> <p>○現代資産と呼ばれる優れたものを景観賞のイメージを残しつつ、さらに産業都市大垣として残すべき近代遺産、このあたりと独特的の風景資産、歴史文化遺産を合わせて、今回の景観遺産という、大きな括りで命名させていただいております。</p> <p>○子どもたちのために残したほうが良いのではないかと思うものはすべて景観遺産というくらいに、我々は考えておりますが、委員のみなさま方から知見をいただいて、ある程度こういったものに限定しないと問題ではないか、こういったものはどうなのかといった活発なご議論がいただければ思いますので、それぞれの立場で、ご審議いただきたいと考えます。</p> |
| 会長  | <p>○具体的には、資料3に書かれておりまして、裏面の指定基準の項目が、今後重要になってきます。</p> <p>○このような一般的な基準を拡大して判断していくべきかなと考えております。</p>  |
| 委員  | <p>○二つ気になることがあります。一つはどれくらいの推薦物件が出てきて、それに対して具体的にどのように選考するのか。出てきた資料だけで選考するのか、それともやっぱり現地くらいは見に行かなければいけないのか、そういった具体的な選考方法をどのように考えられているのか。</p> <p>○もう一つは府内の推薦物件を集めてということですけど、公募だけではいけないのか。府内の推薦物件が入っていることの理由を教えていただきたい。</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>○選考方法については、どれくらいの応募があるかということもありますが、委員のみなさまには応募のあった物件について我々が調査したものを情報提供させていただき、現地へ行って実際に見ていただいて、指定の是非を決めていただくことを考えております。</p> <p>○府内の推薦物件については、これまで市が宿場町の計画、美濃路大垣宿や赤坂宿の計画を策定する中で、地元の方とも意見交換をしてきた経緯もあり、そのようなデータの蓄積もありますので、我々の思いというものがございます。</p> <p>○それらが必ずしも応募されるかということもありますので、我々が事前に得ている情報についても加えていきたいという思いで、この項目を付け加えさせていただきました。</p>   |
| 会長  | <p>○指定基準が5つあがっていますが、大垣市全域の中で、あるいは岐阜県内で、非常に価値があることになると表象性というある種、客観的なものさしが入ってきた評価の仕方になると見えます。</p> <p>○郷土性というと、例えば大正時代くらいに、住民がお金を出してつくった地蔵堂だとそういうことで、毎年地蔵盆をやるときはその前の広場の風景があり、地域で大切にしていきたいお堂、風景である。しかし、それが文化財的な面からいうとどうなのかという評価であったとしても、地元が風景をすごく大切にしていることであれば、郷土性に該当してくるのかなと思います。</p> <p>○快適性というのも難しい問題があると思いますが、これも本当に地域と密接に関わってくるのかなと思います。</p> <p>○府内の話も、別の視点から客観的に、岐阜県内あるいは全国的に見て、これは評価していかなきゃならないというものがあれば、行政側から積極的に評価しなければならないものもあるでしょうし、そのあたりが極めてボトムアップ的な、地域をまわって拾い出していくものと、全国的な視点から見て、地元の人気が気付いてなくてもピックアップしていかなければならぬものと、両方、当面は必要になってくるのかなと思います。</p> |
| 委員  | <p>○景観という一つのものというより、いろいろなものが運動して、例えばまちなみであるとか山、川など、いろいろ風景があってというイメージをしますが、そういうものは当然該当することになると思いますが、例えば建造物がポツっとあっても将</p>  |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>來的に価値があるということになれば、景観遺産としてあげていくことになるのか。それであれば、文化財に指定することと変わらないことになってしまうのではないかと思います。</p> <p>○また、産業遺産といつてもかなり現代化してきたまちのなかで明治のものが並んであるという状況はないので、一つポツっとあってまわりには現代の建物がならんでいるというものを景観遺産として指定するのか。あるいは遺産だから、一つだけでも今後利用する価値があるものとして指定するのか。そのあたりをある程度はっきりしておいたほうが良いのではないかと思います。</p>   |
| 事務局 | <p>○事務局の思いとしましては、景観というのは線的なものだけではなく、ある程度ポイント、例えば一か所しか残ってない、そこにしか残っていないものについても景観遺産として指定する方向で考えていきたいと思います。</p> <p>○それを指定することによって、その保存、あるいは活用といったことから、周りへの景観を創りだすという、景観形成が広まっていくことも期待しておりますので、ポイントポイントでもそれを指定していきたいと考えております。</p> <p>○文化財として指定してあるものについても、景観遺産と重なって指定することもやぶさかではございません。</p> <p>○今回指定する物件については、かなりたくさんのものが指定されることになるのではないかと思います。</p> <p>○どういうものにしていくかということは、正直、この審議会の中で、このような形で良いのではないかということをある程度お願いする部分で、専門家の方々にお集まりいただいたこともあります。</p> <p>○例えば文化財と重なる場合はどうなのかという場合ですが、文化財を優先するが景観遺産にも指定する、なぜなら後世に残していくから、と考えるのは都市計画サイドの発想であって、実はどういう制度で守っていくのかということが大事だと思います。</p> <p>○お金を出して守っていくことについては、みんなが心の中で良いと思っているだけではなかなか市では手が出せませんが、景観遺産だからといえば、それに公費を支出することについては客觀性も出るということで、それは文化財であろうが、おそらく発想は一緒だと思います。</p> <p>○どういう形で残していくのかということについて、合意が得ら</p> |

|    |   |
|----|---|
|    | <p>れるものを景観遺産として指定していく。さらにいえば、市内の委員の方には、逆に庁内での物件をお出しitadaku一市民でもあるのではないかと思います。こういうものが良いということをいただかないと、公募だけではなかなか集まらないこともあります。</p>   |
| 会長 | <p>○文化財ですと単体そのものだけで、他のまわりに及んでいかない部分もあります。都市計画的になってくるのは、そこから周辺に波及してくるといいますか、近代遺産、現代遺産があったときに、その周りにピンクの建物が並ぶとぶち壊しになります。それを中心に、それがあるから周辺はそれを邪魔しないよう、なるべく魅力をぶち壊しにしないように、地域の生活空間であったり、目に見える景色であったりというものの核となるようなもの、あるいは特定のポイントやものではなく、周辺の並んでいるちょっとしたグループといいますか、風景のようなものなど、そういうものをここでピックアップしていくことによって、その周辺にある種のそのものへの敬意をはらわないといけないといいますか、生活空間をつくっていく、そのスタートとなる核をここでやっていこうということだと、私は考えています。</p> <p>○景観遺産を核として、都市計画的な施策をどうしていくかということは、別途きちっと考えていただかないといけない問題です。</p> <p>○我々としては、ここで出したはいいが、まちづくりのレベルが全然ついてこないということでは困るわけでして、まずはそのスタートとなるものや事柄をピックアップしていく、というスタンスなのかなと考えています。</p> <p>○当然、文化財でなくても良く、中は使用しつづけても良いということで、景観遺産とお聞きしたときに、遺産という名前は絶妙だと思いました。文化財のように「財」として宝物にしてしまうと、どうもアンタッチャブルなものということになりますが、遺産となると、そのまま次の世代へ受け継ぐも良し、それをもとに新規の事業をして、より豊かな空間として受け継ぐも良しというようなスタンスの名前となります。景観遺産ということに関しては、名前が表しているように、そういうスタンスで臨んでいくというように考えています。</p> <p>○今、登録文化財という制度がありますけれど、中のリノベーションをしていったり、地域の核として、機能としての付加価値</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>を増進していきましょうということも、景観遺産の物件の中では出てくる可能性もあるのかなと思います。</p> <p>○その辺は文化財でないものも対象としてくる、極端にいうと現代のものは青田買いをするといいますか、今の時点で文化財に近い評価を受けているけれど、はたしてそれは今後価値があるのかという議論は生じると思いますが、むしろ市民へそのような価値づけを与え、それに敬意を払って周りの整備をしていくれば、現代の建築も30年後、50年後により価値が上がっていくでしょうし、そういういた敬意を払わなければ、せっかく景観賞などで受賞したものも廃墟になってしまいます。その辺を担保するという感じが個人的にしています。</p> <p>○なかなか難しいですが、指定基準の5つのものがすべてベストフィットであるとは思いにくいところもあるかと思いますが、これくらいの視点は必要だと思います。快適性なんていうのは難しいですね、斬新な言葉であるとは思いますが。逆にこの辺が文化財とは違う視点であると思います。</p> |
| 事務局  | <p>○あえて基準を抽象的なものにしておいて、弾力的な選考をすべきなのか、登録文化財で明確に規定されているように、50年経過したものしか審査対象にしないと最初から篩にかけてしまうやり方もあります。</p> <p>○あまり最初から何年経過したら良いとか、古いものだけをありがたがるのではなく、新しくても残すべきものはこれであるという視点もあっていいのではないかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。</p> <p>○とりあえず抽象的な基準だけあげておいて、物件を見ながら、理由づけをしていこうかというように考えております。</p>   |
| 会長   | <p>○登録文化財も良し悪しで決まります。50年経過したから良いということではありません。</p> <p>○対象とする物は、かなりワイドレンジといいますか、多岐に渡っていまして、この5つの基準を横目で見ながら、出てきたものの魅力はどれに相当するのかなというくらいのスタンスでどうかと思います。こういうものに数値を求めて厳格にすれば、基準としてはクリアではありますか、そのものの良さを見失う可能性があります。</p>   |
| 高木委員 | ○この5つの基準はすべてについて高くなくても良いわけです  |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>よね。そういう意味で数値化しなくても良いと思います。これはこういう面がすごく秀でている、だから指定していくということは、それですごく良いことだと思います。弾力的な運用をしていくうえでも、これくらいのまとめで良いのではないかと思います。</p>  |
| 事務局 | <p>○この5つの基準は事務局で提案したものですが、これ以外にもたとえば、機能性とかそういった基準で、取って代わったほうが良いのではないかということで、最初からこの5つに特定してしまうのではなく、ご自由にご議論いただければと思います。</p> <p>○会長がおっしゃられたように、快適性という項目はいま一つわかりにくい部分もあり、修正の可能性はあるのかなと思います。</p>   |
| 委 員 | <p>○意匠性のところに意匠的に優秀なもので、誰もが見ることができるものとあるのですが、景観遺産であるからには基本として誰もが容易に見ることができるものであるのではないかと思いますが、ここに入れた意図というのはどのようなものでしょうか</p>   |
| 事務局 | <p>○おっしゃられたとおり、景観ということですので、個人の敷地の中にはあって隣等でぜんぜん見えないものでは、やはり指定は難しいと思われます。</p> <p>○誰もが容易に見ることができるものは、公共の空間から見ることができるという意味であるのですが、ここに入れたのは特段の意味があるというわけではないですが、公共の場所から容易に見えるということは重要なポイントであり、どこかには入れる必要があると考えます。また、逆に、審査の段階でこれはやめておこうという基準にもなるかと思います。</p> |
| 会 長 | <p>○登録文化財では、手を加えてもいい範囲というので、見える範囲、望見できる範囲といいますが、その4分の1、それは改造しても良いが、逆にそれを超えると改修してはだめで、見えるところは公有財産であり勝手にいじりなさんなど、その辺の考えが入っているのかなと思います。</p> <p>○例えば、近くに市民の憩いとなる公園があって山があり、そこから見える柳が重要なポイントになってくる場合、上から見る</p>   |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>視点があると対象となる可能性もあるかと思います。</p> <p>○フラットな所の大きな屋敷地の中で、建物の中に囲まれている隠れ家的なものは対象となってくるかというと、なかなか対象とはならないということだと思います。</p> <p>○基準については、少なくとも5つより増やすというのは、混乱しますので、5つがマックスで良いのかなと思います。</p>   |
| 事務局 | <p>○他の自治体の例を調べましたときに、他の項目として、様式性として、地域の伝統的な様式を伝承しているものとか、物語性ということで、歴史上の出来事や伝承、いわれにまつわるものについて、基準としてあげているところもありました。</p> <p>○表象性に入りそうだったのであえて入れませんでしたし、物語が残っていることは郷土性でもあるのかと考えました。</p> <p>○大きくはこの5つをマックスとして考えていただいて、具体例は個々、これから議論していくことになるかと思います。</p> <p>○実施要綱の中に、「その他特に審議会等で必要と認めたもの」といった項目を追加してはどうかと考えます。他にこれから議論の中で個別の物件を見て出てくるものもあるかと思いますので、そういうものは審議会の中で必要だと認めたものとして考えれば良いと思います。</p> |
| 会長  | <p>○表象性というのはきわめて抽象的ではあるけれども、それに比べると様式性というのは具体的です。物語性と郷土性は表象性の中に入ってしまいます。</p> <p>○抽象的な言葉で置いておき、あとは個別の事例でどこを評価していくかということになっていくのかなと思います。</p>  |
| 委員  | <p>○快適性という言葉がやはり気になります。親和性のほうが後ろに書いてある説明に馴染むのかなと思います。</p>  |
| 事務局 | <p>○快適という言葉にこだわっているわけではなく、大変居心地が良いということを表す言葉があれば良いと思います。</p> <p>○思いとしましては、大勢の人が集まり訪れる場所であり、募集の段階で子どもから高齢者まで、非常にたくさんの支持をあつめているところなどがここに入ってくるのかなと思います。</p>   |
| 会長  | <p>○快適という言葉は今マイナスのイメージといいますか、快適にするためにエアコンを使っているということもあります。快適</p>   |

|     |   |
|-----|---|
|     | 性を求めていった果てにそれで良かったのかと、そういうマイナスのイメージだけで快適という言葉が語られたりする状況が多いところで、そこにひっかかるのでしょうか。  |
| 委 員 | <p>○景観遺産とありますけれど、遺産といえば歴史的なことに関わってしまうのかと。また、景観といえばどちらかというと一つひとつのものではなく、面のようなものである気がします。これ一つが景観というのは馴染まないような気がしますので、組み合わさって景観ということで、よほど大きなものなら景観ということになりますが、その辺がちょっとわかりにくいのですが。</p> <p>○全体でいろいろなものを含めるということになると、歴史遺産とか、そういったものを景観遺産の一部であると考えてみえるわけですね。</p>   |
| 事務局 | <p>○そうです、できるだけ広く、資料にあります最初の4つを総称してどういう言葉が良いのかということで、景観遺産としておられます。ですから遺産というものは、会長が言われたように、将来、子どもたちにとってみると残されてきたものですから、次代につなぐ保存すべきものということで、広く捕えていただきたいと考えます。</p> <p>○遺産という言葉を選びましたが、別に資産でも良いのですけど、古くからのものもありましたので、昔からのものは遺産という捉え方が良いと考えました。</p>   |
| 会 長 | <p>○今後、公にして具体的になっていくときは、広く市民に理解していただくために、もう少し具体的に説明が必要になってくるのかなという感じがします。斬新な新しい用語といいますか、新しい視点を提示するときは、やはりもう少しその辺の説明等も必要になってくると考えます。取組み自身は評価されるべきものだと思っているわけですが、やはり、トップランナーとして最初にやっていくときは、そこら辺の説明を具体的にする必要があります。</p> <p>○「大垣市は景観とか生活環境をこういうふうに捕えて次世代に伝えます」というぐらいに、キャッチフレーズといいますか、極端にいいますと、そのぐらい腹をくくった取組みや姿勢であることを表す言葉が必要なのかもしれません。</p> <p>○なかなか我々も違和感のある言葉なのかなと。</p> |

|            |  |
|------------|--|
| 委 員<br>事務局 | <p>○条例に、もともと、そのような目指すものはありませんよね。</p> <p>○条例の前文に「みんなで創り育て…」といった言葉はあります。</p> <p>○また、小中学生用のチラシの中に、「景観遺産って何」ということで、学校の先生と相談しながらまとめた文章があります。わたしたちが考える景観遺産というものはこういうものですというものが、子どもさん用のチラシに記載されています。</p> <p>○私たちのふるさと大垣の中で、特に大切にしたいものを景観遺産にしたいということで、見た目だけではなくて、おじいさん、おばあさんから伝わってきた思い出というようなものもつまっていますと。そのような形で景観遺産の説明をしています。</p> <p>○このような形が原点で、新しいものも古いものも含めて、大切にしたいと思うものが景観遺産であると。ただし、景観遺産は何かを説明するときには、一般の方にももう少しやさしい形で説明をしていきたいとは思っております。</p> |
| 会 長        | <p>○5つの基準は、他に出てこなくていいのであれば、委員がおっしゃった親和性という言葉が、抽象的ではありますが、汎用性があり、一体感がでてくるといいますか、馴染んでくる言葉で良いと思います。</p> <p>○</p> <p>[REDACTED]</p>  |
| 事務局        | <p>○</p> <p>[REDACTED]</p>   |
| 会 長        | <p>○馴染んでくるといいますか、親和性の方が良いと思いますね。快適というのはちょっとどうでしょうか。</p>  |
| 事務局        | <p>○それでは親和性の方向で考えていきたいと思います。</p>   |
| 会 長        | <p>○どちらにもそれぞれの良いところ悪いところがあり、快適というのはわかりやすいけれど、誤解を招く可能性がある言葉ではあります。</p> <p>○この辺は今日ここで決めないといけないですか。事務局に預けても良いですか。</p>   |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | ○この基準は審査の段階のことですが、募集要綱等は時間の関係もあります。  |
| 会長  | <p>○募集要項には入れなくて良いと思います。この程度のもので結構です。</p> <p>○今後の検討項目で1点、先の話で結構ですが、登録文化財と同じような感覚であるとすると、具体的には税の減免というはあるのでしょうか。</p>  |
| 事務局 | <p>○我々はやりたいと考えてますが、税サイドではどこでも結構厳しいので、今、お金のない中で税を減免するのは厳しいところもあります。</p> <p>○いろいろな考え方がありまして、税の減免が一般論として難しいのであれば、助成という形で、実際には税負担分の一部を助成するというようなやり方も含めて、ご指摘の次年度以降の検討課題として、助成制度と税の減免制度を検討させていただきます。</p> |
| 会長  | <p>○議題審議の①はそれくらいにしたいと思います。つづきまして、議案審議の②に移りたいと思います。</p> <p>※事務局に議案②「大垣市景観遺産指定実施要綱案について」の説明を要請</p>   |
| 事務局 | ※議案②「大垣市景観遺産指定実施要綱案について」を説明  |
| 会長  | <p>○ただいま事務局から説明をいただきましたが、ご意見・ご質問をお願いします。</p> <p>○第3条の所に先ほどの基準が入るということですね。</p>  |
| 委員  | <p>○第3条のところに入れるときに、資料の最初の単語を入れるのか、それとも後ろの文章だけで表現するのか。後ろだけ書くのであれば、みなさんからある程度合意はいただけるかと思います。後ろの文章だと、わりとすっと入ってくるような気がします。</p>   |
| 事務局 | ○もともと先生がおっしゃるような形を考えておりましたので、条項的にはこの後ろの文章で、外向きには意匠性と略すとか、そういったときに親和性という言葉が良ければ、親和性として  |

|     |  |
|-----|--|
|     | 言っていくという形です。この要綱自身は、今言われた後ろの部分だけの方が、形的にはきれいだと思います。   |
| 会長  | ○そうしますといかがでしょうか。先ほどの資料3の、後ろの説明部分を5項目入れておく。   |
| 事務局 | ○それからあと1点、先ほど申し上げた、「その他特に審議会等で必要と認めたもの」といった項目を入れますので、そのあたり、わたしどものほうで原案をつくりますので、何か出てきた場合のために6番目に入れておきたいなと思います。この点だけご了解いただければ、また、わたしどもで考えさせていただきたいと思います。 |
| 会長  | ○そういうことで、資料4の議案審議②については、基準をここに入れて、その他審議会が特別に認めたものうんぬんが入るということで、よろしゅうござりますでしょうか。  |
| 委員  | (異議なし)   |
| 会長  | ○はい、ありがとうございます。そうしましたら、議案審議の③にうつりたいと思います。<br>※事務局に対し議案③「大垣市景観遺産の募集について」の説明を要請。   |
| 事務局 | ※事務局より議案③「大垣市景観遺産の募集について」を説明   |
| 会長  | ○はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問等ありましたらお願ひします。<br>○冒頭で話がありましたが、審査の仕方についてラフな議論が必要なのかもしれません、景観賞についてはどのような審査をされたのでしょうか。                         |
| 事務局 | ○応募があったもののデータを作成し、こういった委員会を設置して物件を出して絞っていきます。それから20なら20件程度に絞って、現地を見て選考するというやり方をしておりました。<br>○今回は、指定する数の制限はあえて設けていないのですが、1年で出尽くして来年はないという話ではありません。たまたま   |

|     |   |
|-----|---|
|     | 今回得出てきた中ではこれが良いですよというぐらいの選び方で、また来年になれば、こんなだったらうちにもあるぞ、お子さん方から出てくるものについても、そのへんにおもしろいのがあるよ、というくらいになるのでしょうか。   |
| 委 員 | ○二つ質問がありますが、一つは、何年くらいやるのかということですが、最初は期間はなしずっと応募するのかと思っていたのですが、そうするとやっぱりなかなか出てこないこともあって、期間を決められたのかと思ったのですが。  |
| 事務局 | <p>○今年は子どもたちへPRをすることを考えております。後でご説明しますが、このたび広報でマンガにより景観をPRします。これに合わせて募集を行いますので、今回、子どもを含めて、期間を限定してやっていきたいと考えております。</p> <p>○次の年も募集をしたいと思っておりますので、おっしゃられただように、もう少し長くエンドレスで募集をやるときは、期間を限定しないで一般だけで募集したり、子どもたちは夏休みに地域を探検しながらというぐらいのつもりでやっていきたいと考えています。</p> <p>○何年続けるのかといいますと、物件も限定されると思いますので、20年も30年も続くものではないと思いますが、今度指定したものをどう使っていくのという議論を、この委員会でご議論いただきたいと考えます。</p> |
| 会 長 | ○あとは申請が出てきものについて扉を開いておくということでしょうか。  |
| 事務局 | ○随時募集、ホームページ等で常時募集するというやり方も考えられます。  |
| 委 員 | ○今年はPRするということも含めて、期間を限定しようということですね。   |
| 事務局 | ○そういうことです。  |
| 会 長 | ○そうしましたら、基本的にこの1年はこういった形で進めていくということでよろしかったでしょうか。  |

|     |  |
|-----|--|
| 委 員 | (異議なし)   |
| 会 長 | <p>○ありがとうございます。</p> <p>○そうしましたら議案審議は以上で終了ということで、議事5その他ということで事務局から何か説明ありますでしょうか。</p>  |
| 事務局 | <p>※資料6に基づき今後のスケジュールの予定を説明。</p> <p>※審議会の開催はスケジュール案では本年11月と来年1月の2回の開催となっているが、応募状況を見ながら開催時期、回数は流動的にさせていただくことを説明。</p> <p>※現在、制作を進めているマンガ版の「大垣市景観計画」の概要を報告</p>   |
| 会 長 | <p>○スケジュールとマンガによるパンフレットの概略でしたが、何かご意見、ご質問ありますでしょうか</p> <p>○初年度ということで、今後審査等に関しては、委員のみなさまにはお力を借りすることになりますが、よろしいでしょうか。</p>   |
| 委 員 | (意見なし)   |
| 会 長 | ○はい、ありがとうございます。本日予定されております議案は以上ですので、これをもちまして第1回審議会を閉会とさせていただきます。長時間にわたり活発なご議論ありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。   |
| 事務局 | <p>○1点ご提案ですが、募集期間中の9月まで3ヶ月ございますが、みなさまのご都合が合うようでしたら、文化財であるとか景観遺産の候補であるもの等をリストアップし、少しの時間でも現地を見ていただいてはどうかと思います。</p> <p>○委員の方には大垣の方ではない方もいらっしゃいますので、大垣市内、上石津、墨俣のポイント等、地域を少し知っていただくため、現地調査、事前調査にご足労願うかもわかりません。その節はよろしくお願いいたします。</p> |
| 会 長 | ○みなさまと調整させていただいて、積極的、前向きに考えたいと思います。  |

|               |  |
|---------------|--|
| 事務局           | ○よろしくお願いします。本日はありがとうございました。  |
| (終了時刻午後5時00分) |  |
| 配布資料<br>一覧    | 大垣市景観遺産審議会委員名簿 . . . . . 資料1<br>大垣市景観条例及び大垣市景観条例施行規則抜粋 . . . 資料2<br>大垣市景観遺産について . . . . . 資料3<br>大垣市景観遺産指定実施要綱（案） . . . . . 資料4<br>大垣市景観遺産の募集について（案） . . . . . 資料5<br>今後のスケジュール（案） . . . . . 資料6 |

大垣市景観遺産審議会

会長

議事録署名者